

令和4年5月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 23 号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求める
ことについて
- 議第 24 号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることにつ
いて
- 議第 25 号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第 26 号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求
めることについて
- 議第 27 号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めること
について

議第23号

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年5月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

議第 2 4 号

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和37年草津市条例第17号)第4条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
関係行政機関の職員	竹田 敏彦	草津市中学校保健体育連盟
スポーツ関係団体等 により推薦された者	中野 吉一	特定非営利活動法人くさつ健・交クラブ
スポーツ関係団体等 により推薦された者	加藤 全彦	草津市体育振興会連絡協議会
スポーツ関係団体等 により推薦された者	田中 くみ子	草津市健康推進員連絡協議会

任期 令和4年6月1日から令和4年8月31日まで

草津市スポーツ推進審議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は10人の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員および臨時委員は非常勤とする。

（委員）

第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

（会長等）

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

議第25号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年5月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	任期	備考
学校教育の関係者	山崎 亮	令和4年6月1日から 令和5年8月31日まで	渋川あゆみこども園 長

図書館法（抄）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第26号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めること
について

上記の議案を提出する。

令和4年5月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めること
について

次の者を、草津市立教育研究所規則（昭和 5 5 年草津市教育委員会規則第 3 号）第 7 条の規定に基づき、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱・任命する者	備考
学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教育学部教授 農学博士
校長会の代表	成田 陽子	笠縫小学校校長
園長・所長会の代表	中島 昭子	老上こども園園長
教頭会の代表	藤井 泰三	高穂中学校教頭
小中学校教員の代表	雪竹 幸美	志津南小学校教諭
市社会教育委員の代表	橋本 篤典	草津市社会教育委員会議代表
市同和教育推進協議会の代表	片山 恵泉	草津市同和教育推進協議会副会長
公募による市民	西村 旭生	
	真崎 英香	

任期：令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで

○草津市立教育研究所規則(抄)

(草津市立教育研究所運営委員会)

第7条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 園長・所長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 小中学校教員の代表
- (6) 市社会教育委員の代表
- (7) 市PTA連絡協議会の代表
- (8) 市同和教育推進協議会の代表
- (9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、草津市立教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

議第 27 号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年5月27日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市学校運営協議会規則第6条の規定に基づき、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

区分		委嘱する者	備考
志津小学校	保護者	宮島 由里子	P T A会長
	地域の住民	奥村 次一	まちづくり協議会会長
		加藤 勇	民生委員児童委員協議会会長
		山本 清子	民生委員児童委員協議会主任児童委員
		宮城 成和	学校教育ボランティア
	対象学校の運営に資する活動を行う者	井戸 静代	地域コーディネーター 地域協働合校推進委員
		寺尾 信一	スクールガード・ボランティア
	対象学校の校長	山内 健嗣	校長
	対象学校の教職員	石井 秀樹	教頭
		大原 利幸	地域協働合校担当者

区分		委嘱する者	備考
志津南小学校	保護者	長谷川 友佳	P T A会長
	地域の住民	浅野 謙一	民生委員児童委員協議会会長
		高田 憲一	まちづくり協議会会長
		妹尾 志郎	まちづくりセンター長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	北 恵子	地域コーディネーター
		佐々木 奉昭	安全パトロール代表
	その他教育委員会が適当と認める者	馬場 豊	元校長、元草津市教育研究所所長
		安原 壮一	立命館大学地域連携課長
	対象学校の校長	山田 容子	校長
	対象学校の教職員	大林 知子	教頭
		立入 義章	地域協働合校担当

区分		委嘱する者	備考
草津第二小学校	保護者	奥野 慎太郎	P T A会長
	地域の住民	坂本 絵里子	教育振興会会長
		井上 ひとみ	まちづくりセンター長
		井内 良三	株式会社タオ代表取締役社長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	立岡 功成	元P T A会長 草津まちづくり株式会社取締役
		遠藤 覚	青少年育成区民会議会長
		久志 博子	地域コーディネーター
	その他教育委員会が適当と認める者	野村 喜代子	元校長
	対象学校の校長	角 玲子	校長
	対象学校の教職員	明山 晋也	教頭
		奥村 俊彦	教務主任
		南 佐和子	地域連携担当教員

区分		委嘱する者	備考
渋川小学校	保護者	札本 泉	P T A会長
	地域の住民	林 栄治	まちづくり協議会長
		大庭 幸治	まちづくり協議会子ども育成部会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	澤村 忍	地域コーディネーター
	学識経験者	山田 淳子	滋賀大学教育学部准教授
	その他教育委員会が適当と認める者	中川 きよ美	元校長
	対象学校の校長	畑 真子	校長
	対象学校の教職員	川岸 哲也	教頭
		中川 広紀	教務主任
		鵜飼 裕美	地域連携担当教諭

区分		委嘱する者	備考
老上小学校	保護者	木下 珠美	P T A会長
		呉竹 佳子	P T A副会長
	地域の住民	山本 清治	まちづくり協議会会長 社会福祉協議会会長
		藤谷 芳伸	まちづくりセンター事務局長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	石本 政雄	R 3年度学校運営協議会委員長・スクールガード・元学校長
		久米田 豊子	学区同和教育推進協議会会長
		山本 忍	地域コーディネーター・主任児童委員
		小林 潔	老上中学校校区教育振興会会長 民生委員児童委員
	対象学校の校長	西村 洋	校長
	対象学校の教職員	野瀬 めぐみ	教頭
		山田 和美	教務主任
		中西 浩之	教務

区分		委嘱する者	備考
南笠東小学校	保護者	片原 千佳子	P T A会長
	地域の住民	薄田 正子	まちづくり協議会役員
		宇野 千智	まちづくりセンター職員
		大西 繁	民生委員児童委員協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	岡田 やよい	地域コーディネーター
	学識経験者	麻植 美弥子	福井大学非常勤講師
	その他教育委員会が適当と認める者	江竜 眞司	玉川中学校校長
	対象学校の校長	木戸脇 美由紀	校長
	対象学校の教職員	草野 伸介	教頭
		宮永 毅弘	主幹教諭
		山本 尚司	地域連携担当

区分		委嘱する者	備考
笠縫東小学校	保護者	鳥居 直美	P T A会長
	地域の住民	寺嶋 和男	民生委員児童協議会会長
		片山 恵泉	元老上小学校長
		卯田 美千代	まちづくり協議会役員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	卯田 正明	まちづくり協議会顧問
		深田 圭一	社会福祉協議会会長
	対象学校の校長	古谷 匠	校長
	対象学校の教職員	山下 裕司	教頭
		築田 尚晃	教務主任
		山口 美登里	教務

区分		委嘱する者	備考
常盤小学校	保護者	上新 寛	P T A会長
		市川 二三也	前 P T A会長
	地域の住民	吉本 勝明	人と地域が輝く常盤協議会会長
	その他教育委員会が適当と認める者	上寺 和親	地域協働学校推進委員長、保護司
		中島 由里子	民生委員・主任児童委員
		馬場 久昭	元校長 草津市立教育研究所元所長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	稲垣 保善	地域コーディネーター
	対象学校の校長	廣瀬 智彦	校長
	対象学校の教職員	中村 匡子	教頭
		曾我部 知奈美	教務主任、地域協働合校担当

区分		委嘱する者	備考
高穂中学校	保護者	東畑 直樹	P T A会長
	地域の住民	奥村 次一	志津まちづくり協議会 会長
		高田 憲一	志津南学区まちづくり協議会 会長
		垣根 和子	志津南学区民生委員児童委員
		中谷 緑郎	矢倉学区未来のまち協議会 会長
		河口 眞佐男	元滋賀大学教職大学院教授
	学識経験者	内藤 正規	元校長、保護司
	対象学校の校長	作田 まさ代	校長
	対象学校の教職員	藤井 泰三	教頭
		黒崎 紀子	教務主任

区分		委嘱する者	備考
草津中学校	地域の住民	立岡 功成	草津まちづくり株式会社取締役
	対象学校の運営に資する活動を行う者	中村 陽子	民生委員児童委員
		中村 孝蔵	同窓会長
		出呂町 馨	人権擁護委員、主任児童委員
	対象学校の校長	高田 聡	校長
	対象学校の教職員	布施 久幸	教頭
		野阪 智子	教務主任

区分		委嘱する者	備考
老上中学校	保護者	乗地 真里	保護者代表
	地域の住民	小寺 一久	老上ふれあい農業合校長
		岸本 修一	老上西学区教育振興会 会長
		伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会 会長
		山本 清治	老上学区まちづくり協議会会長
	その他教育委員会が適当と認める者	北川 健	テクノカレッジ草津 障がい者職業訓練アドバイザー、元校長
	対象学校の校長	竹田 敏彦	校長
	対象学校の教職員	平尾 昌義	教頭
		北川 保之	主幹教諭

区分		委嘱する者	備考
玉川中学校	保護者	佐野 加代子	P T A会長
	地域の住民	中野 宗城	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進協議会
		古田 昌平	南笠東学区まちづくり協議会副会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	廣畑 諭	パナソニック株式会社アプライアンス社人事・総務センター総務部総務一課主幹
		布施 亮介	立命館大学総務部 BKC 地域連携課担当課長
	対象学校の校長	江竜 眞司	校長
	対象学校の教職員	安東 雅恭	教頭
		小嶋 延幸	教務主任

任期：令和4年5月27日～令和5年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域の住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 対象学校の教職員
- （6） 学識経験者
- （7） その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。

